

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成28年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第3号

専決処分書

平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

平成 2 7 年 度

亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第5号）

平成27年度亀岡市の国民健康保険事業特別会計補正予算
（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

22,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ11,594,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

平成28年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		千円 2,296,440	千円 18,879	千円 2,315,319
	1 国庫負担金	1,645,832	30,386	1,676,218
	2 国庫補助金	650,608	△11,507	639,101
8 府支出金		522,459	3,385	525,844
	2 府補助金	453,798	3,385	457,183
歳入合計		11,572,515	22,264	11,594,779

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 7,100,511	千円 22,264	千円 7,122,775
	1 療養諸費	6,265,768	22,264	6,288,032
歳出合計		11,572,515	22,264	11,594,779